

○関税法施行令第四条の十二第五項及び第八十三条第七項の規定に基づき、これらの規定に規定する保存の方法を定める件

<令和3年財務省告示第116号による改正後>

関税法施行令（昭和二十九年政令第百五十号。以下「令」という。）第四条の十二第五項及び第八十三条第七項の規定に基づき、これらの規定に規定する保存の方法を次のように定め、平成十六年十月一日から適用する。

- 1 令第八十三条第七項に規定する保存の方法は、関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第九十四条第一項の規定により保存しなければならないものとされている関税関係帳簿及び関税関係書類並びに令第八十三条第五項の規定により関税関係帳簿への記載を省略した場合における輸入の許可書（以下「関税関係帳簿等」という。）を同条第六項の規定により保存しなければならないこととされている場所に、日本産業規格（産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第二十条第一項に規定する日本産業規格をいう。以下同じ。）B七一九六に規定する基準を満たすマイクロフィルムリーダ又はマイクロフィルムリーダプリンタを設置し、かつ、当該関税関係帳簿等が撮影された次に掲げる要件を満たすマイクロフィルムを保存する方法とする。
 - 一 日本産業規格K七五五八（一九八六）2（安全性）に規定する安全性の基準を満たす材質であること。
 - 二 日本産業規格B七一九七附属書1の2（マイクロフォームの実用品位数）に規定する方法により求めた実用品位数の値が十一以上であること。
 - 三 日本産業規格B七一九七8（処理、品質及び保存方法）の背景濃度の値が〇・七以上一・五以下であること。
 - 四 日本産業規格Z六〇〇八4（解像力の試験）の規定により求めた解像力の値が一ミリメートルにつき百十本以上であること。
 - 五 次に掲げる事項が記載された書面が撮影されていること。
 - イ 関税関係帳簿等の保存に関する事務の責任者の当該関税関係帳簿等が真正に撮影された旨を証する記載及びその氏名
 - ロ 撮影者の氏名
 - ハ 撮影年月日
- 2 前項の規定は、令第四条の十二第五項に規定する保存の方法について準用する。この場合において、前項中「第九十四条第一項」とあるのは「第七条の九第一項」と、「関税関係帳簿及び関税関係書類」とあるのは「特例輸入関税関係帳簿及び特例輸入関税関係書類」と、「第八十三条第五項」とあるのは「第四条の十二第三項」と、「関税関係帳簿へ」とあるのは「特例輸入関税関係帳簿へ」と、「関税関係帳簿等」とあるのは「特例輸入関税関係帳簿等」と、「同条第六項」とあるのは「同条第四項」と読み替えるものとする。